

国税OBお墨付き

それでも

調査官も知らない
税務調査の急所

税務署が怖ければ

賢い戦い方を

学びなさい

「税務署を恐れているうちは、うまい交渉などできません」

税務署に対して堂々と権利主張すること。これは税務調査で最も大切で、効果のあるノウハウです。しかし、いざ国税と税務調査で戦う段になると、国家権力を背景にしている税務署はどうしても怖い、という気持ちが生じてしまい、結果として国税有利のまま多額の税金を追徴される、という残念な結果になることが非常に多いのです。このことは、一般の納税者だけではなく、税の専門家である税理士も同様です。

私が以前上梓した『押せば以外に税務署なんて怖くない』（かんき出版）では、このような残念な結果を避けるため、高潔と言われる税務署のそうではない実態や、怖いと言われる税務調査のいい加減さについて解説しました。おかげさまで

本書は非常に好評を得ましたが、いまだに私のところに数多くの税務調査に関する相談が寄せられている現実を思うと、税務調査で税務署と堂々と交渉する、という最大の税務調査対策の実現はまだまだ道半ばと考えています。

それどころか、インターネットを見ますと、税務調査に関して誤った情報が流布されていることが多くあります。税務調査に関しては、税務署の調査官や国税OB税理士などの意見が大きな影響を与えます。しかし、勉強しても評価されなため国税職員は税法をほとんど知りませんから、彼らの意見は法律の根拠に乏しい経験則に過ぎないことがほとんどです。結果として、誤った内容であっても、税務調査で効果的な情報として拡散されることになる訳ですが、善良な税理士や一般の納税者が、このようなフェイクニュースに騙されてしまうと、とんでもない不利益を被ってしまうことになります。

このような状況を踏まえて、本書は、正確な税務調査の知識をもとに、国税と税務調査でうまく戦える方策を紹介する、というスタンスから作られています。本書のベースとなったのは、著者が連載している納税通信の「税務調査の実態と

調査官の本音」というコラムですが、その中から税務調査で有効な事例やテクニックを厳選したものが、本書の中心となっています。

勇気をもって堂々と国税に対して権利主張するのが難しいのであれば、あらかじめ、これらのノウハウを学んでおくことが重要です。言うまでもありませんが、これらのノウハウは、すべて法律にのっとったものですので、皆様が税務調査の交渉で使うことは何ら問題ありません。

とりわけ、税務調査においては、税法の専門家を自称しながら、税法の素人である国税の調査官が相手になります。彼らは自分たちが法律違反をしていることすら気づいていないことがほとんどですから、場合によつては本書の記述を見せ、彼らの誤りを指摘するという交渉も可能になります。

それにとどまらず、税理士の関与を受けている方々にも、本書のノウハウを学んでおく実益があります。顧問税理士に税務調査の立会いを任せ、その税理士の指示に従っているという方は多いですが、税務調査に詳しくない税理士も少なく

ないこともあつて、気づかぬうちに国税と誤った交渉をしてしまっている税理士もいます。本書のノウハウと照らし合わせながら、税理士が正しい交渉をしているかどうか、チェックいただくこともできます。

読者の皆様に、本書のノウハウがわずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

2019年9月30日 著者

目次

1章 国税とOB税理士のありえない実態

税務署の正義感と矛盾しないか？	
「裏金を作っていた」という話題	016
国税との「ネで飯を食うのは普通	
現職時代の人脈を悪用するOB税理士	019
「客観的に明らか」が厳しすぎて	
貸倒損失は国税有利の度が過ぎる	022
税務調査の省略は期待し難い	
こんな書面添付制度にやはり意味はない	025
法律違反ではあるが	
嘆願書で住宅ローン控除が認められるらしい	028
脱税目的の有無が問われない？	
延滞税のシステムは改正するべき	031
肩書きに應ずる必要はない	
特官部門の税務調査	034
参考値を知っておこう	
マルサと金額基準	037

交渉の主導権を握るためには	0 4 0
ブラックリストに名前があつた方がいい	0 4 0
指定官職は熟知していながら	0 4 3
統括官のパワハラは見過ごされる	0 4 3
不利益になるだけでメリット無し	0 4 6
非協力を税務調査の交渉材料にはいけない	0 4 6
協力の有無は関係無し	0 4 9
早期決着は「圧力」で決まる	0 4 9
こつちで用意する必要なんてない	0 5 2
調査官の凶々しいお願いは拒否しよう	0 5 2
意外なスキルが身に着く	0 5 5
架空人件費は税務署の総務課を経験すると見つけやすくなる	0 5 5
定説と実態は異なっている	0 5 8
地方の税務署に優秀な職員を置くはずがない	0 5 8
「必然」であつても「偶然」と言つ	0 6 1
嘘をつく力が国税職員には必要不可欠	0 6 1
譲歩を引き出せない場合は	0 6 4
「更正を打てない」を誤解してはいけない	0 6 4

自主修正なら加算税減免だが	067
更正の予知の要件	067
意味不明で荒唐無稽な情報が流布	070
「取り敢えずの期限内申告」など絶対にやってはいけない	070
税務調査の連絡が終わった後でも	073
調査通知後の自主修正も、調査官のノルマに貢献するので有効	073
慎重な検討がなされると言っけれど	076
重要事案審議会の意味	076
成績優秀者に与えられるけれど	079
金時計に価値はない	079
意図的に実行しているはず	082
税務調査ノウハウと障害者雇用の水増し	082
不祥事防止策にすらなっていない	085
OB税理士と会う時には届出が必要だが、当然意味なし	085
2章 税理士もよく間違える税務の盲点	
印紙税で弁護士は頼れるか？	090
印紙税の「請負」と弁護士	090

修繕の原因を検討する必要がある	093
原状回復費用の真実	093
税務署の実態と違つて厳しい	
横領と税務調査	096
セットで見るか単体で見るかの基準	
少額減価償却資産の区分単位に機能は原則不要	099
通達に強制力はないので	
損金経理要件と貸倒損失は関係ないはずだが	102
肩書きは関係ない	
実質的な退職の判断	105
通達に従つても否認される	
分掌変更の退職金の注意点	108
国税が検証しやすいかが問題のため	
金融機関立会いの有無が退職のキ	111
単純ミスと隠へいは大違い	
重加算税には仮装隠へい行為の「故意」が必要不可欠	114
重加算税の課税において	
うかがい得る特段の行動に要注意	117

平均功績倍率の前提を考えれば	平均功績倍率の修正は原則ダメ	1 2 0
最終報酬月額を調整する必要	社会保険料削減スキームと平均功績倍率法	1 2 3
出口戦略をしっかり検討	保険金と退職金は関係ない	1 2 6
簡易課税制度の計算上の問題	簡易課税は申告書に売上の区分を記載する必要があるのか	1 2 9
ベナルティーではないため	簡易課税は申告書に売上の区分を記載する必要はない	1 3 2
税理士の感覚で決めてはいけない	「借地権の取引慣行があると認められる地域」の意義	1 3 5
売上の構成割合では決まらない	1%でも紐つかないなら控除できる余地がある	1 3 8
外注先は必ず申告させる	給与外注は法律では決まらない	1 4 1
個人が有利って本当？	個人の交際費は青天井ではない	1 4 4

認められなかった裁決事例がある！	
税理士顧問料が必要経費にならない可能性？	147
あらゆる改さんが重加算税ではない	
請求書の改さんに重加算税がかからない理由	150
被相続人の名義財産の判断	
贈与税の申告書は証拠の一つに過ぎない	153
不正行為の意義とは？	
脱税意思が無くても7年遡及はできる	156
なかったことにできない	
自主修正で7年遡及は逃げられない	159
法改正はあつたけれども	
少数私募債の節税は実はまだOK	162
返済能力を確認しなければならない	
貸付金処理の盲点	165
平成31年度改正の唯一の目玉だが：	
個人版事業承継税制のイケてない点	168
安易に節税商品と考えるのは禁物	
個人の足場レンタルにだまされてはいけない	171

機械装置か器具備品か建物附属備品か	
資産区分の話	174

みんな間違っている

6項の正しい適用要件	177
-----------------------------	-----

3章 押さえておきたい税務調査テクニック

添付しても良い結果にならない	
資料は極力つけない方がいい	182

8年前以前は法人税の追徴はない	
8年前以前は黒字にできない	185

通常の任意調査と違う点がある	
マルサが行う任意調査の注意点	188

法律違反にならない帳簿の範囲	
仕入税額控除と帳簿及び請求書	191

国税に慎重な対応が当然必要	
押さえておきたい「再三再四」	194

異動は納税者に関係無い国税の都合	
異動前の事前通知は延期できる	197

反面調査を避けるなら

反面調査は国税ではなく納税者が行うこともできる	200
--	-----

調査官の譲歩を引き出す効果が大きい	203
差し出すべき誠意は即納	203
自宅にあげないための本当の反論	206
「令状を持ってこい」は正しい反論ではない	206
紙めるくらいのスタンスも必要	209
「国税は怖くない」と思わなければ税務調査には勝てない	209
督促を繰り返すべき	212
消費税還付の交渉の肝	212
経費と領収書の保存はセットでない	215
経費に領収書がいない確実な理由	215
仮決算は適当でいいとの風評の真偽	218
仮決算をごまかしてはいけない	218
税務調査で有利に立つために	221
「一日だけなら」という賢明な対応策	221
課税売上割合の裏ワザ	224
消費税還付と日割家賃の放棄	224
知っておきたいリスクと事例	227
粉飾決算の解消と税務調査の注意点	227

何か月までが「一時的」か？

一時的空室の意義

2 3 0

役員給与規制の例外

使用人兼務役員の判断基準

2 3 3

5年経過だけで消滅時効は成立せず

債務免除益と時効の援用

2 3 6

国税内部で5年間とされているが

消滅時効と自主修正の関係

2 3 9

4章 これからの税務調査傾向を読み解く

いい加減な指導はますます増える

税務調査が甘くなっている

2 4 4

指摘事項は話半分で、後日に検討

長期化という王道はますます有効に

2 4 7

境界線は越えないこと

不正や単純ミスには当然厳しい

2 5 0

そもそも制度が不十分なので

税務調査は軽減税率違反の防止に役立たない

2 5 3

国税とOB税理士のありえない実態

税務署の正義感と矛盾しないか？

「裏金を作っていた」という話題

が話していたことですが、職員に配ることなく、金券ショップで現金化して税務署の予算に充てる、といったことがかなり行われていたようです。

税務署の会計業務を行ったことがないため確たることは言えませんが、現職時代、上級官庁から割り当てられる税務署の予算が少ないため、税務署の会計担当者には自腹を切らされることがある、と聞いたことがあります。自腹を切ったところで焼け石に水でしょうから、このような裏金作りも国税内部では必要悪として行われていたと思われまます。

OB税理士と話す話題に上ることのつに、現職時代に裏金を作っていたことが挙げられます。税務署の上級機関である国税局から、各税務署に税務署の職員の福利厚生として芝居などのチケットを交付されることがあります。そのチケットについて、

さすがに現職時代にはこのような話を税務署の外部ですることはできませんが、会社の不正経理を発見して是正させるべき高潔な（はずの）組織の内部でこのような矛盾する実務が行われていた、という意味でギャグになると考えているOB税理士も多いでしょう、OB税理士と話すときのような話が笑い話としてなされることがたびたびあります。

現状もこのような裏金作りがなされているのか分かりませんが、一つ言えることは、税務署の正義感と矛盾することを行っていたとしても、その矛盾に対して国税組織は罪悪感を全く持たない、ということなのです。実際のところ、私の現職時代、税務大学校という組織で行われていた研修については、試験問題を前バラシにしておきながら、それを情報公開の対象となる研修の日記に記載しないよう、上司から強く指導されました。

研修の日記に記載しないよう指導する、ということとは、試験問題を前バラシしているという事実関係を隠ぺいしていることになります。このような隠ぺい行為は、税務職員が厳しく指導する重加算税の要件と同様であり、隠ぺいする対象が

課税対象となる事実関係かそうでないかの違いしかありません。しかし、このよ
うな私の考え方は組織としては非常識だったのでしょう、研修のアンケートに「前
バラシの試験でいい点とつても嬉しくない」と記載したところ、次回の異動では、
地方の税務署にめでたく(?)左遷人事されることになりました(笑)。

なお、試験問題を前バラシしている研修は、国税職員の税理士試験の免除要件
になっているものだから、実質的にOB税理士は前バラシの税理士試験を受け
て合格証書を取得していることになります。一般の税理士試験は前バラシではあ
りませんから、極めて不公平です。このようなことを申し上げると、非常識な税
理士に該当するとして、私に対して税理士の品位がないことから税理士免許をは
く奪する、などといった指導が国税からなされるかもしれません(笑)。

国税とのコネで飯を食うのは普通

現職時代の人脈を 悪用するOB税理士

税務調査の際問題が起ると、顧問税理士であるOB税理士が税務調査を担当する税務署を飛び越えて、現職時代のコネクションを活用してその上位組織である**国税局や国税庁に（圧力という名の）問い合わせをする**ことがよくあります。しかしながら、あるOB税理士によると、一昔前は別にして、現在はこのようなことはほとんどなく、それを防止するために国税庁の税理士監理官や監察官が目を光らせているということです。

OB税理士は公的な場では国税を悪く言わず、税務調査の立会いという非公式の場で調査官をけなしたり罵倒したりするという裏表の対応することが多いです。果たしてOB税理士との癒着を防止するというような実務が国税の内部で本当に行われているのか、個人的には非常に疑問があります。ただし、「国税の内部情報をとれる」などとふざけたことを言って営業を行い、多数の顧客を獲得していた某OB税理士が数年前に逮捕されましたので、腰が重い国税も、多少はこのあた

り規制をかけ始めざるを得ないのか、とも考えられます。

個人的には、規制をかけ始めたとは言っても、税理士監理官など事なかれ主義の部署が、厳格な対応をするとは到底思えません。OB税理士が個人的なコネクションに基づいて電話質問するようなケースを規制するとすれば、税務署にかかってきた電話を録音していない（真偽はわかりませんが、このように国税は言っています）国税組織が、その証拠を発見することなどできません。あくまでも、逮捕されたOB税理士は、OB税理士の特権を営業活動に利用するというやり方が露骨すぎただけで、今後もこのような現職時代のコネクションを生かした、課税の公平に照らしてルール違反と考えられるような実務はなくならないでしょう。

少し脱線しますが、国税の内情や見解をとれるということは、税理士にとつては最大の価値と言えます。法律と矛盾した税務調査はたくさんありますし、法律で話しても税法を知らない調査官には伝わりませんから、苦勞して税法を勉強したからといって、税務調査でうまく対応はできないからです。まして、税法には

大きなグレーゾーンがありますので、法律を読んだところで100%間違いない回答は出せません。税のグレーゾーンを解決する上で、国税の見解や内情をとれば、これ以上の安心はないでしょう。何より、法律があると言っても税務調査さえ乗り切れば何とかなるのが税の実務です。

まして、大部分のOB税理士は会計を知らない、法律を読めない、申告書を書けない方ですので、ご自身の付加価値を高めるためには、内部情報を取るか、後輩職員に当たる調査官や幹部職員に圧力をかけて、税務調査で有利な譲歩を得ることくらいしかできることはないと思われます。となれば、国税とのコネクションを活かして飯を食うOB税理士は、今後も増えていくと思えません。

「客観的に明らか」が厳しすぎて

貸倒損失は国税有利

の度が過ぎる

ことが客観的に明らか」という要件を満たす必要があるとされており、回収可能性がわずかでもあれば、貸倒損失は計上できません。

この客観的に明らか、という要件については、さらにハードルがあり、判例などでは原則として「回収できないことを納税者が立証すべき」とされています。ここまで厳格にされると、よほどのことがない限り貸倒損失は認められず、実務では基本的に会社更生法などで債権が切り捨てられたり、内容証明郵便を送って債務免除したりするような場合にのみ、貸倒損失を計上しているのが正直なところです。

実務上、税務判断で問題になる項目の一つに貸倒損失があります。一般的な感覚から言えば、債務者の財務状況が悪化して回収見込みが薄い場合、早期に経費処理をすべきということになります。税法上の貸倒損失の要件は非常に厳しいものになっています。原則として「全額が回収できない

これに止まらず、貸倒損失については、**その回収不能が客観的に明らかになつたその年度にしか経費とすることができない**、という取扱いも設けられています。例えば、10年前に回収不能が客観的に明らかになつた債権について、当期において債務免除をしても、当期の経費にはなりません。10年前に経費にすべきものだからです。客観的に明らかか、という要件が厳しすぎるため、税理士としては貸倒損失を先延ばしにする傾向がありますが、先延ばしすぎて税金の時効である5年を経過してしまうと、もう二度と経費にならないというデメリットがあります。言うまでもなく、国税は自分に有利なように法律を解釈しますので、時効が経過する前は「客観的に明らかでないので経費になりません」と指導し、時効が経過した後は「時効が経過してしまいました。残念!」と指導することがほとんどでしょう。客観的に明らかかどうか、その判断は非常に困難ですので、国税は税金が取れるようにそれを解釈することができます。

このような事情を踏まえれば、国税から否認されることを覚悟してでも、税理士は貸倒損失を計上しなければならぬこととなりますが、仮に否認されれば、税に詳しくない裁判官は国税の味方をする人が多いですので勝ちづらいです。

し、クライアントから税理士賠償訴訟を提訴される可能性も出てきます。貸倒損失を計上してもしなくても、税理士には大きなリスクがあるわけで、貸倒損失に
関係する税務は、国税にとって非常に有利な内容になっていると思つています。

なお、貸倒損失については、法律においては明確な判断基準が置かれておらず、
国税に都合のいい通達で判断することになっています。このように、極めて国税
有利ですから、最終的に勝つ方法は、税務調査という、密室でのゴリ押しと、そ
れを裏付ける録音しかないというのが正直なところではあります。

松嶋 洋 (まつしま よう)

元国税調査官・税理士。2002年東京大学卒業。金融機関勤務を経て03年4月に東京国税局に入局、法人税等の税務調査・審理事務に従事。社会正義を貫く、という使命感をもっての入局であったが、数多くの不公平を目の当たりにして失望。在職中に税理士資格を取得し、退官することに。07年に企業税制研究所(現日本税制研究所)に入所。主任研究員として各種セミナー講師を務めたほか、出版業務も担当。さらに、法人税制の研究にも従事する。09年、都内大手税理士法人入社。相続対策で1億5000万円の節税を実現したほか、税務調査対策では4000万円超の追徴を未然に防ぐなど、数々の実績を挙げた。11年に独立し、松嶋洋税理士事務所を開業。

国税調査官、税法研究者としての経験を活かし、税務調査対策等のコンサルタントとして税理士向けのセミナー・執筆活動を行う傍らで、税務調査に悩む納税者の代理人として、税務署との交渉にあたっている。税務の専門紙『納税通信』に連載中のコラム「税務調査の実態と調査官の本音」は人気を博して300回を超え、本書のベースとなった。

著書に『押せば意外に 税務署なんて怖くない』(かんき出版)『元国税調査官が暴く税務署の裏側』(東洋経済新報社)、『社長、その領収書は経費で落とせます!』(KADOKAWA)、共著として『最新 リース税制』『最新 国際的二重課税排除の制度と実務』(いずれも法令出版)などがある。

それでも税務署が怖ければ賢い戦い方を学びなさい 調査官も知らない税務調査の急所

2019年9月30日 初版第一刷発行

著者 松嶋 洋

発行者 榊原 陸

発行所 金融ブックス株式会社

<http://www.kinyubooks.co.jp>

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-16-1-502

TEL03-5807-8771 (代表)

FAX03-5807-3555

制作 三坂輝プロダクション

装丁 有限会社スクエア

印刷・製本 新灯印刷株式会社

You Matsushima ©2019

ISBN978-4-904192-82-5 C0034

★無断複製複写を禁じます。★乱丁・落丁はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。